（消費・安全部の所掌事務）

第百六十二条　消費・安全部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及に関する事務の総括に関すること。

八～十三　（略）

（経営・事業支援部の所掌事務）

第百六十四条　経営・事業支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　農畜産物、飲食料品及び油脂の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。

三～二十九　（略）

（消費生活課の所掌事務）

第百七十五条　消費生活課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及に関する事務の総括に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、消費・安全部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（消費者行政専門官、食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官）

第百八十一条　消費生活課に、消費者行政専門官二人、食育情報専門官二人及び教育ファーム推進専門官一人を置く。

2　（略）

3　食育情報専門官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（消費・安全部の所掌事務）

第百六十二条　消費・安全部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

（新設）

七～十二　（略）

（経営・事業支援部の所掌事務）

第百六十四条　経営・事業支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　農畜産物、飲食料品及び油脂の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

三～二十九　（略）

（消費生活課の所掌事務）

第百七十五条　消費生活課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（新設）

三　前二号に掲げるもののほか、消費・安全部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（消費者行政専門官）

第百八十一条　消費生活課に、消費者行政専門官二人を置く。

2　（略）

（新設）

4　教育ファーム推進専門官は、地方農政局の管轄区域内における食料の消費の増進、改善及び調整の観点からの農林水産業に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（地域食品課の所掌事務）

第百九十条　地域食品課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農畜産物、飲食料品及び油脂の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。

二～七　（略）

（地理的表示監視官）

第百九十七条　（削る）

（削る）

（新設）

（地域食品課の所掌事務）

第百九十条　地域食品課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農畜産物、飲食料品及び油脂の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

二～七　（略）

（食育情報専門官、教育ファーム推進専門官及び地理的表示監視官）

第百九十七条　地域食品課に、食育情報専門官二人及び教育ファーム推進専門官一人を置く。

2　食育情報専門官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　教育ファーム推進専門官は、地方農政局の管轄区域内における食料の消費の増進、改善及び調整の観点からの農林水産業に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

4　第一項に規定するもののほか、東北農政局、関東農政局、中国四国農政局及び九州農政局の経営・事業支援部地域食品課に、それぞれ地理的表示監視官一人を置く。

5　（略）

（生産経営産業部の所掌事務）

第二百九十条　生産経営産業部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農畜産物（蚕糸を含む。）、飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。

二～十九　（略）